

議員提出議案

(議 案)

令和6年第2回玉名市議会(定例会)

令和6年3月27日提出

令和6年第2回玉名市議会（定例会）議員提出議案

番 号	件 名	提案者
議員提出2	玉名市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	委員長

議員提出第2号

玉名市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり玉名市議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和6年3月27日 提出

議会運営委員会

委員長 多田隈 啓二

玉名市議会議長 江田 計司 様

玉名市議会委員会条例の一部を改正する条例

玉名市議会委員会条例（平成17年条例第189号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「出席する」を「説明する」に改める。

第24条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第25条第1項中「あらかじめ」を「前条の規定によりあらかじめ」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

第28条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第29条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べるすることができる。

第30条第3項を削り、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条に次の1項を加える。

- 4 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由 地方自治法の一部改正に伴い、地方議会に係る手続のオンライン化が可能となり、地方議会の活性化を図るため、条例の整備を図るものである。